

情報通信ネットワーク 安全・信頼性基準(案)							備考	
項目	対策	実施指針					検討結果	その他
		事業用	新区分	その他	自営	ユーザ		
第1. 方針								
1. 全社的・横断的な設備管理								
(1)情報通信ネットワークの基本的機能	情報通信ネットワークの基本的機能を明確にすること。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)① (2)① (2)②	現基準1. (2)アと同じ
(2)社内の連携	平時及び事故発生時における経営責任者、電気通信設備統括管理者、電気通信主任技術者及び担当部門等の連携方針を策定すること。	◎	◎	◎	—	—	(1)① (2)③	
(3)社外との連携	平時及び事故発生時における社外関係者との連携方針を策定すること。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)① (2)③	
2. 関係法令等の遵守								
	提供する情報通信サービスに関する法令等を定期的に確認するとともに遵守すること。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)① (2)③	
3. 設備の設計・管理								
(1)通信需要を考慮した設計	通信需要や相互接続等を考慮した適切な設備の設計・管理方針を策定すること。	◎	◎	◎	○	○	(1)① (2)③	
(2)災害時を考慮した設計	災害を考慮した適切な設備の設計・管理方針を策定すること。	◎	◎	◎	○	○	(1)① (2)③	
4. 情報セキュリティ管理								
(1)情報セキュリティポリシーの策定	情報セキュリティポリシーを策定し、適宜見直しを行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)① (2)①	現基準5. (1)と同じ
(2)情報セキュリティポリシーの公表	情報セキュリティポリシーを公表すること。	◎	◎	◎	—	—	(1)① (2)①	現基準12. (4)アと同じ
(3)危機管理計画の策定	不正アクセス等への対処を定めた危機管理計画を策定し、適宜見直しを行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)① (2)①	現基準5. (2)と同じ
第2. 体制								
1. 情報通信ネットワークの管理体制								
(1)職務内容	ア 情報通信ネットワークを管理する上で、経営責任者の職務を明確にすること。	◎	◎	◎	○	○	(1)① (2)③	
	イ 情報通信ネットワークを管理する上で、電気通信設備統括管理者の職務を明確にすること。	◎	◎	◎	○	○	(1)① (2)③	
	ウ 情報通信ネットワークを管理する上で、電気通信主任技術者の職務を明確にすること。	◎	◎	—	—	—	(1)② (2)③	主任技術者についての対策
	エ 情報通信ネットワークを管理する上で、関連する部門の責任者の職務を明確にすること。	◎	◎	◎	○	○	(1)① (2)③	
	オ 情報通信ネットワークを管理する上で、各部門の担当者の職務を明確にすること。	◎	◎	◎	○	○	(1)① (2)③	
(2)関係者間の連携	ア 情報通信ネットワークを管理する上で、各部門間の連携体制を明確にすること。	◎	◎	◎	○	○	(1)① (2)③	
	イ 情報通信ネットワークを管理する上で、社外の関係者との連携体制及び責任分界点を明確にすること。	◎	◎	◎	○	○	(1)① (2)③	
	ウ 電気通信事業者及びその業界団体は、電気通信事故に係る情報や再発防止策を業界で共有し、事故防止に向けた体制を整えること。	◎*	◎*	—	—	—	(1)② (2)①	現基準12. (6)アと同じ
	エ 電気通信事業者は、アプリケーション開発者との間で、ネットワークの負荷を考慮したアプリケーションの開発手法等について情報共有すること。	○	○	—	—	—	(1)② (2)①	現基準12. (6)イと同じ
2. 各段階における体制								
(1)設計	ア 意思決定、作業の分担、責任の範囲等の設計管理体制を明確にすること。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)① (2)①	現基準1. (1)アと同じ
	イ 設計を委託する場合は、委託業者と関連部門間での連携を図ること。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)① (2)①	現基準1. (1)イの文言修正
(2)工事・設備更改	ア 工事及び設備更改の実施にあたっては、作業の分担、連絡体制、責任の範囲等の管理体制を明確にすること。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)① (2)①	現基準2. (1)ア、4. (1)アをマージ
	イ 工事・設備更改を委託する場合は、委託契約により工事及び責任の範囲を明確にすること。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)① (2)①	現基準2. (4)アに文言追記
	ウ 工事・設備更改の実施にあたっては、委託業者を含む関連部門間での連携を図り、作業手順を明確にするとともに、監督を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)① (2)①	現基準2. (1)イ、2. (4)イ、4. (1)イをマージ
	エ 相互接続に関する工事を行う場合は、接続先との間で作業工程を明確にするとともに、その管理を行うこと。	◎	◎	◎	—	—	(1)① (2)①	現基準2. (3)と同じ
(3)維持・運用	ア 作業の分担、連絡体系、責任の範囲等の保全・運用管理体制を明確にすること。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)① (2)①	現基準3. (1)アと同じ
	イ 重要な設備の保全・運用については、関連部門間での連携を図ること。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)① (2)①	現基準3. (1)イと同じ
	ウ 保守の委託を行う場合は、契約書等により保守作業の範囲及び責任の範囲を明確にすること。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)① (2)①	現基準3. (6)アと同じ
	エ 保守の委託を行う場合は、作業手順を明確にするとともに、監督を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)① (2)①	現基準3. (6)イと同じ
	ウ 故障等における迅速な原因分析のための事業者と機器等の製造・販売等を行う者や業務委託先との連携体制を確立すること。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)① (2)①	現基準3. (6)ウと同じ
	カ 運用監視体制を構築すること。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)① (2)③	

項目		対策	実施指針					備考		
			事業用	新区分	その他	自営	ユーザ	検討結果	その他	
第3. 方法	キ	相互接続を行う場合は、作業の分担、連絡体系、責任の範囲等の保全・運用体制を明確にし、非常時等における事業者間の連携・連絡体制の整備を行うこと。	◎	◎	◎	-	-	(1)②	(2)①	現基準3.(5)アと同じ
		移動体通信において国際間のローミングサービスを行う場合は、外国の電気通信事業者との間の作業の分担、連絡体系、責任の範囲等の保全・運用体制を明確にすること。	◎	◎	-	-	-	(1)②	(2)①	現基準3.(5)イと同じ
		コンテンツ等の供給を受けるために接続を行う場合は、その条件及び保全・運用体制を明確にすること。	◎	◎	-	-	-	(1)②	(2)①	現基準3.(5)ウと同じ
		相互接続を行う事業者等の間において、非常時の連絡体制や連絡内容を明確にすること。	◎	◎	◎	○	○	(1)①	(2)①	現基準9.(1)エと同じ
	(4)情報セキュリティ対策	ア 情報セキュリティに関する資格の保有者等一定以上の知識・技能を有する者を配置すること。	◎*	◎*	◎*	◎*	◎*	(1)①	(2)① (2)②	現基準5.(6)と同じ
		イ 外部委託先を含めた作業の分担、連絡体系、責任の範囲等の情報セキュリティ対策体制及びデータ管理体制を明確にすること。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)①	(2)①	現基準6.(1)に文言追加
		ウ 外部委託における情報セキュリティ確保のための対策を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)①	(2)①	現基準2.(4)ウと同じ
	(5)ソフトウェアの導入・更改	ソフトウェアの導入・更改においては、ベンダ等関係者との連携体制及び責任分界点を明確にすること。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)①	(2)③	
	(6)重要通信	重要通信を確保するための体制を構築すること。	◎	-	-	-	-	(2)③		重要通信を扱うか確認
	(7)ふくそう対策	ふくそう対策を講ずるための体制を構築すること。	◎	◎	-	-	-	(1)②	(2)③	
	(8)緊急通報	緊急通報に関する体制を構築すること。	◎	-	-	-	-	(2)③		緊急通報を扱うか確認
	(9)防犯対策	ア 防犯体制を明確にすること。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)①	(2)①	現基準8.(1)と同じ
		イ 防犯管理の手順化を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)①	(2)①	現基準8.(2)と同じ
	(10)調査・分析・改善	情報通信ネットワークの維持及び運用に関して、現状の調査・分析を行う体制を明確にすること。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)①	(2)①	現基準11.(1)と同じ
	(11)利用者への情報提供	利用者への情報提供を行うための体制を構築すること。	◎	◎	◎	○	○	(1)①	(2)③	
	(12)事故発生時の報告等	ふくそう及び事故発生時の報告、記録及び措置を行うための体制を構築すること。	◎	◎	-	-	-	(1)②	(2)③	
	(13)災害時の報告等	ア 連絡体系、権限の範囲等の非常時の体制を明確にすること。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)①	(2)①	現基準9.(1)アと同じ
		イ 非常時における社員・職員、復旧に必要な業務委託先などへの連絡手段、社員・職員の参集手段の確保等の体制を整えること。	◎	◎	◎	○	○	(1)①	(2)①	現基準9.(1)イと同じ
		ウ 非常事態時における広域応援体制を明確にすること。	○	○	○	○	○	(1)①	(2)①	現基準9.(1)ウと同じ
		エ 相互接続を行う事業者等の間において、非常時の連絡体制や連絡内容を明確にすること。	◎	◎	◎	○	○	(1)①	(2)①	現基準9.(1)エと同じ
オ 非常時における応急活動、復旧活動に際しては、国等の関係機関との連絡体制を明確にすること。		◎	◎	◎	○	○	(1)①	(2)①	現基準9.(1)オと同じ	
キ 非常時において、応急活動、復旧活動にかかわる力連絡手段を確保するために必要な措置を講ずること。		◎	◎	◎	○	○	(1)①	(2)①	現基準9.(1)カと同じ	
(14)事故発生時の記録	非常時における対応体制の検証・見直しを必要に応じて行うこと。	◎	◎	○	◎	○	(1)②	(2)①	現基準9.(1)キと同じ	
	事故発生時等に係る原因を特定するための記録を行うための体制を構築すること。	◎	◎	◎	○	○	(1)①	(2)③		
	サービスの復旧を行うための体制を構築すること。	◎	◎	◎	○	○	(1)①	(2)③		
	再発防止策を講ずるための体制を構築すること。	◎	◎	◎	○	○	(1)①	(2)③		
第3. 方法										
1. 平常時の取組										
(1)基本的取組	ア 情報通信ネットワークの現状を調査・分析する項目、評価方法等の基準を設定すること。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)①	(2)①	現基準11.(2)と同じ	
	イ 情報通信ネットワークの現状を調査・分析する作業の順化を行うこと。	◎	◎*	◎*	◎*	◎	(1)②	(2)①	現基準11.(3)と同じ	
	ウ 各工程における作業を明確にするとともに、工程間の調整及び管理を行うこと。	◎	◎	◎	◎*	◎*	(1)①	(2)① (2)②	現基準1.(3)、2.(2)、4.(2)をマージ	
(2)教育・訓練	ア 教育・訓練に関する計画の策定及び実施を行う体制を明確にすること。	◎	◎	◎	◎*	◎*	(1)①	(2)①	現基準10.(1)と同じ	
	イ 教育・訓練の目的を明確にするとともに、終了後の実施効果により計画の修正を行うこと。	◎	◎	◎	◎*	◎*	(1)①	(2)①	現基準10.(2)アと同じ	
	ウ 情報通信ネットワークの円滑な運用に必要な知識及び判断能力を養うための教育・訓練を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎*	(1)①	(2)①	現基準10.(2)イと同じ	
	エ データ投入等における信頼性の高い作業能力を養うための教育・訓練を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)①	(2)①	現基準10.(2)ウと同じ	
	オ 設備の保全に関する知識を養うための教育・訓練を行うこと。	◎	◎	◎	◎*	◎*	(1)①	(2)①	現基準10.(2)エと同じ	
	カ 防災に関する教育・訓練を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)①	(2)①	現基準10.(2)オと同じ	
	キ 防犯に関する教育・訓練を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)①	(2)①	現基準10.(2)カと同じ	

情報通信ネットワーク 安全・信頼性基準(案)											
項目	対策	実施指針					検討結果		備考		
		事業用	新区分	その他	自営	ユーザ			その他		
(3)設計	ク	情報セキュリティに関する教育・訓練を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)①	(2)①	現基準10.(2)キと同じ	
	ケ	電気通信設備の工事・維持及び運用に関する事項の監督に関する講習を実施すること。	◎	◎*	◎*	○	○	(1)②	(2)③		
	キ	将来の規模の拡大、トラヒック増加(端末の挙動にアよるものを含む。)及び機能の拡充を考慮した設計とすること。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)①	(2)①	現基準1.(2)イと同じ	
	ク	トラヒックの瞬間的かつ急激な増加及び制御信号の増加の対策を講じた設計とすること。	◎	◎	-	-	-	(1)②	(2)①	現基準1.(2)ウと同じ	
	ク	重要な機器を導入する場合は、導入判定の統一基準を策定し、その基準に基づき品質の検証を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)①	(2)①	現基準1.(5)アと同じ	
	ク	サーバ等機器導入前の機能確認を十分に実施すること。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)①	(2)①	現基準1.(5)イと同じ	
	ク	機器等の製造・販売等を行う者から提供されるシステムについての検査手法、品質評価手法を事前に確認すること。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)①	(2)①	現基準1.(5)ウと同じ	
	ク	設備の設定値の誤設定・誤入力防止のため、委託業者と連携し、設定変更の確認事項等を明らかにすること。	◎	◎	◎	◎*	○	(1)①	(2)③		
	ク	設備の設定値の誤設定・誤入力防止のため、設定変更後には、実機に導入する前に確認試験を行うこと。	◎	◎	◎	◎*	○	(1)①	(2)③		
	ク	設備の不具合を事前に発見するために以下の試験を実施すること。 ①デグレード試験 ②過負荷試験 ③商用環境に近い疑似環境における試験 ④品質の定量化試験	◎*	◎*	◎*	○	○	(1)①	(2)③	技術動向を踏まえた対策となるため、事業用も「◎*」とした	
	ク	トラヒックの瞬間的かつ急激な増加への対策として、各装置の最大処理能力を超える負荷試験を実施すること。その際、実環境でのトラヒックパターンを参考に、複数のトラヒック条件での試験を実施すること。	○	○	-	-	-	(1)②	(2)① (2)②	現基準1.(5)キと同じ	
	ク	相互接続性の試験・検証方式を明確にすること。	◎	◎	◎	-	-	(1)①	(2)① (2)②	現基準3.(5)エと同じ	
	ク	検取試験及び保守試験においては、実データを使用しないこと。ただし、やむを得ない場合であつて、通信の秘密の保護及びデータの保護に十分に配慮する場合は、この限りでない。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)①	(2)① (2)②	現基準2.(5)、3.(7)をマージ	
	ク	重要な電気通信設備においては、冗長構成をとること。	◎	◎	◎	◎*	◎*	(1)①	(2)③		
	(4)工事	ク	冗長構成をとる電気通信設備においては、予備系への切替動作が確実に実行されることを確認すること。	◎	◎	◎	◎*	◎*	(1)①	(2)③	
ク		冗長構成をとる電気通信設備の予備系への切替せがでなくなった場合の復旧手順をあらかじめ準備すること。	◎	◎	◎	◎*	◎*	(1)①	(2)③		
ア		委託事業者等を含めた関連部門間で工事手順書を作成するとともに、その内容の検証を行うこと。	◎	◎	◎	○	-	(1)①	(2)③		
イ		相互接続を行う場合は、接続先との間で設計・作業工程を明確にするとともに、その管理を行うこと。	◎	◎	◎	-	-	(1)①	(2)①	現基準1.(4)ア、イ、2.(3)をマージ	
ウ		工事中に発生する可能性がある事故については、復旧手順をあらかじめ準備すること。	◎	◎	◎	○	-	(1)①	(2)③		
エ		工事終了後、各設備が想定した動作をしていることを確認すること。	◎	◎	◎	○	-	(1)①	(2)③		
オ		設備更改時に必要となる作業をあらかじめまとめておくこと	◎	◎	◎	○	-	(1)①	(2)③		
カ		設備及び設備を設置する建築物等の基準及び指標を策定すること。	◎	◎	◎	○	-	(1)①	(2)③		
ク		将来の規模の拡大、トラヒック増加(端末の挙動にキよるものを含む。)及び機能の拡充を考慮した設計とすること。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)①	(2)①	現基準1.(2)イと同じ	
ク		トラヒックの瞬間的かつ急激な増加及び制御信号の増加の対策を講じた設計とすること。	◎	◎	-	-	-	(1)②	(2)①	現基準1.(2)ウと同じ	
(5)維持・運用		ア	設備の動作状況を監視し、故障等を検知した場合は、必要に応じ、予備設備への切替え又は修理を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)①	(2)①	現基準3.(4)アと同じ
		イ	部外工事に係る情報や企画型ふくそうの原因となる情報等、情報通信ネットワークの健全な運用に必要な情報の収集のための措置を講ずること。	◎	○	○	○	○	(1)②	(2)①	現基準3.(8)と同じ
		ウ	保全・運用基準を設定するとともに、保全・運用に関する各種データの集計管理を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)①	(2)①	現基準3.(2)と同じ
		エ	保全・運用作業の手順化を行い、手順書の作成を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎*	(1)①	(2)① (2)②	現基準3.(3)と同じ
		オ	経年劣化による自然故障が発生しないよう監視データの分析を行うこと。	◎	◎*	◎*	○	○	(1)②	(2)③	
	カ	冗長構成をとる機器は、その切替動作が確実に実行されることを定期的確認すること。	◎	◎	◎	○	○	(1)①	(2)①	現基準1.(5)カに文言追加	
	キ	定期的保守試験を実施すること。	◎	◎*	◎*	○	○	(1)②	(2)③		
	ク	設備を設置する建築物及び空調設備の定期的な保全点検を実施すること。	◎	◎*	◎*	◎	◎	(1)②	(2)③		

情報通信ネットワーク 安全・信頼性基準(案)		実施指針					備考		
項目	対策	事業用	新区分	その他	自営	ユーザ	検討結果	その他	
(6)情報セキュリティ対策	ケ 保守の委託を行う場合は、契約書等により保守作業の範囲及び責任の範囲を明確にすること。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)① (2)①	現基準3. (6)ア と同じ	
	コ 保守の委託を行う場合は、作業手順を明確にするとともに、監督を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)① (2)①	現基準3. (6)イ と同じ	
	故障等における迅速な原因分析のための事業者と機器等の製造・販売等を行う者や業務委託先との連携体制を確立すること。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)① (2)①	現基準3. (6)ウ と同じ	
	シ 業務委託先の選別の評価要件の設定を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)① (2)①	現基準3. (6)エ と同じ	
	ス 通信の秘密の確保に関する取組を実施すること。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)① (2)③		
	セ 復旧対策の手順化を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)① (2)① (2)②	現基準9. (2) と同じ	
	ア 情報セキュリティに関する情報収集を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)① (2)③		
	イ セキュリティ対策についてその手法及び事前確認を十分行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)① (2)①	現基準1. (5)イ と同じ	
	ウ 最新の情報セキュリティに関する技術情報や業界動向を入手し、それらを情報セキュリティ対策に反映させること。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)① (2)①	現基準5. (5) と同じ	
	エ コンピュータウイルス並びに端末及びソフトウェアの脆弱性に関する情報を入手したときは、必要に応じて、電気通信業界で定めた緊急連絡先に、直ちに連絡すること。	◎	◎	◎	—	—	(1)① (2)①	現基準5. (4)ア と同じ	
	オ コンピュータウイルス並びに端末及びソフトウェアの脆弱性に関する情報を入手したときは、必要に応じて、自社内に対して速やかに周知するとともに、利用者に対してウェブサイトへの掲示、メールニュース等適切な方法により速やかに情報提供等、被害の拡大を防止するための措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)① (2)①	現基準5. (4)イ、12. (4)イ をマージ	
	カ ネットワーク内の装置類やサービスの属性に応じた情報を分類すること。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)① (2)①	現基準5. (8)ア と同じ	
	キ データ管理基準を設定すること。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)① (2)①	現基準6. (2) と同じ	
	ク 設備の仕様及び設置場所等のデータ並びに利用者に関するデータの記録物については、重要度による分類及び管理を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)① (2)①	現基準6. (4)ア と同じ	
	ケ データ取扱作業の手順化を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)① (2)①	現基準6. (3) と同じ	
	コ 設備の仕様及び設置場所等のデータ並びに利用者に関するデータに対する従事者の守秘義務の範囲を明確にするとともに、その周知、徹底を図ること。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)① (2)①	現基準6. (4)イ と同じ	
	サ 利用者の暗証番号等の秘密の保護に配慮すること。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)① (2)①	現基準6. (4)ウ と同じ	
	シ 記録媒体の性能向上やシステム間の接続の拡充などによるリスクや脅威の拡大に応じた適時の点検及び見直しを行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)① (2)①	現基準6. (4)エ と同じ	
	ス 情報管理に関する内部統制ルールを整備すること。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)① (2)①	現基準5. (8)イ と同じ	
	セ 監査時における確認項目の策定と定期的な内部監査及び外部監査を実施し、その結果を踏まえ情報セキュリティ対策全体の見直しを行うこと。	◎	◎	◎	○	○	(1)① (2)①	現基準5. (3) と同じ	
	ソ 重要な設備情報(特に他社のセキュリティ情報等)の漏えいを防止するための適切な措置を講ずること。	◎	◎	◎	○	○	(1)① (2)①	現基準6. (6) と同じ	
	タ サイバー攻撃への対策を講ずるとともに、発生時には迅速に情報共有する方法を確立すること。	◎	◎	◎	—	—	(1)① (2)①	現基準5. (9) に文言追加	
	チ 重要なプログラム、システムデータ及び利用者に関するデータのファイル等については、前世代及び現世代のものを地域的に十分隔たつた場所に別に保管すること。	○	○	○	○	○	(1)① (2)①	現基準6. (5) と同じ	
	コンピュータウイルス又は不正プログラムが混入した際に、情報通信ネットワークに対して利用者が与え、又は情報通信ネットワークの利用者が受ける可能性のある影響とその対策について利用者に周知すること。	◎	◎	◎	—	—	(1)① (2)① (2)②	現基準5. (7)、12. (4)ウ をマージ	
	(7)ソフトウェアの信頼性確保	ア ソフトウェアの要求仕様は、サービス内容や通信需要予測を踏まえて策定すること。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)① (2)③	
		イ ソフトウェア開発を委託する場合は、委託業者との連携により仕様誤認・設計開発面でのミスを防止すること。	◎	◎	◎	○	○	(1)① (2)③	
ウ ソフトウェアバグによる動作不良等を防止するための監視項目・方法を事前に確認すること。		◎	◎	◎	○	○	(1)① (2)③		
エ ソフトウェアの試験は、商用環境に近い環境で試験を実施すること。		◎	◎	◎	○	○	(1)① (2)③		
オ 定期的にソフトウェアのリスク分析を行うとともに、更新の必要性を確認すること。		◎	◎	◎	○	○	(1)① (2)③		
カ 使用しているソフトウェアの安全・信頼性の基準及び指標を策定すること。	◎	◎*	◎*	○	○	(1)② (2)③			
(8)重要通信の確保	重要通信の確保に関する取組を実施すること。	◎	—	—	—	—	(2)③	重要通信を扱うか確認	
	ネットワークふくそうを回避するため、災害時におけるユーザの行動や端末の動作がネットワークに与える影響を事前に確認すること。	◎	◎	◎	—	—	(1)① (2)①	現基準1. (5)オ と同じ	

情報通信ネットワーク 安全・信頼性基準(案)									
項目	対策	実施指針					備考		
		事業用	新区分	その他	自営	ユーザ	検討結果	その他	
(9)ふくそう対策	情報通信ネットワークのふくそうを防止し、有効活用を促すため、利用者への協力依頼・周知のための措置を講ずること。	◎	◎	◎	-	-	(1)①	(2)①	現基準3.(9)アと同じ
	災害時等において著しいふくそうが発生し、又はふくそうが発生するおそれがある場合に、情報通信ネットワークの有効活用を促すため、相互接続する事業者が協調して通信規制等の措置を講ずるとともに、ふくそうの波及防止手順の整備及び長期的視点の対策に取り組むこと。	◎	◎	◎	-	-	(1)①	(2)①	現基準3.(9)イと同じ
	情報通信ネットワークの動作状況を監視し、必要に応じ、接続規制等の制御措置を講ずること。	◎*	◎*	◎*	◎*	◎*	(1)①	(2)①	現基準3.(4)イと同じ
	災害時優先通信の機能により他の通信の制限又は停止を行った場合には、災害時優先通信及び他の通信の疎通の状況を記録・分析すること。	◎	◎	-	-	-	(1)②	(2)①	現基準3.(4)ウと同じ
(10)緊急通報	緊急通報に関する取組を実施すること。	◎	-	-	-	-	(2)③		緊急通報を扱うか確認
(11)防犯対策	ア 防犯管理の手順化を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)①	(2)①	現基準8.(2)と同じ
	イ 入出管理記録は、一定の期間保管すること。	○	○	○	○	○	(1)①	(2)①	現基準8.(6)と同じ
	ウ 建築物、通信機室等の入出管理を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)①	(2)①	現基準8.(3)と同じ
	エ 出入口のかざ及び暗証番号等の適切な管理を行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)①	(2)①	現基準8.(4)と同じ
	オ 建築物、防犯装置等の保全点検を定期的に行うこと。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)①	(2)①	現基準8.(5)、7.(1)、(2)をマージ
(12)現状の調査・分析・改善	災害時優先通信の機能により他の通信の制限又は停止を行った場合には、災害時優先通信及び他の通信の疎通の状況を記録・分析すること。	◎	◎	-	-	-	(1)②	(2)①	現基準3.(4)ウと同じ
	情報通信ネットワークの維持及び運用に関して、現状の調査・分析を行う項目、評価方法等の基準を設定すること。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)①	(2)①	現基準11.(2)と同じ
	ウ 情報通信ネットワークの維持及び運用に関して、現状の調査・分析作業の手順化を行うこと。	◎	◎	◎*	◎*	◎	(2)①		現基準11.(3)と同じ
	エ 情報通信ネットワークの維持及び運用に関して、現状の調査・分析結果を、必要に応じ、情報通信ネットワークの維持及び運用体制並びに手順書に反映させること。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)①	(2)①	現基準11.(4)アと同じ
	オ 情報通信ネットワークの維持及び運用に関して、現状の調査・分析結果を、必要に応じ、教育・訓練計画に反映させること。	◎	◎	◎	◎*	◎*	(1)①	(2)①	現基準11.(4)イと同じ
(13)情報提供	情報通信ネットワークの安全・信頼性の確保の取組状況を適切な方法により利用者に対して公開すること。	◎	◎	◎	-	-	(1)①	(2)① (2)②	現基準12.(1)アと同じ
	電気通信設備の安全・信頼性の確保の取組に関する次の情報を適切な方法により利用者に対して公開すること。 ① 停電対策に関する情報 ② ネットワークの通信容量の設計に関する基本的考え方、通信規制や重要通信の優先的取扱いに係る手法等に関する情報 ③ 災害時における被災エリアの通信の確保に関する情報	◎	◎	-	-	-	(1)②	(2)① (2)②	現基準12.(1)イと同じ
	ウ 情報通信ネットワークにおいて、サービスを提供できなくなる場合などについて利用者へ周知すること。	◎	◎	◎	-	-	(1)①	(2)① (2)②	現基準12.(3)アと同じ
	情報通信ネットワークのふくそうを防止し、有効活用を促すため、必要に応じて利用者への協力依頼・周知のための措置を講ずること。	◎	◎	◎	-	-	(1)①	(2)① (2)②	現基準12.(3)イと同じ
	災害時においては、不要不急の電話を控えること及び通話時間をできるだけ短くすることについて、周知・要請し、災害用伝言サービスを含めた音声通話以外の通信手段の利用等を平常時から呼びかけること。	◎	◎	-	-	-	(1)②	(2)① (2)②	現基準12.(3)ウと同じ
	緊急通報手段を提供するサービスは、メンテナンス時にもできるだけ緊急通報が利用できるような適切な措置を講ずること。また、メンテナンス時にサービス停止が必要な場合は、ユーザに通知する措置を講ずること。	◎	◎	◎	-	-	(1)①	(2)① (2)②	現基準12.(3)エと同じ
	キ 利用者が指定した特定の条件に該当する電子メールの受信を拒否する等の機能を設けること。	○	○	○	-	-	(1)①	(2)① (2)②	現基準12.(5)アと同じ
	ク 携帯電話インターネット接続業務提供事業者は、青少年有害情報フィルタリングサービスを提供できる体制を整えること。また、インターネット接続業務提供事業者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供できる体制を整えること。	◎	◎	◎	-	-	(1)①	(2)① (2)②	現基準12.(5)イと同じ
	ケ インターネット上の児童ポルノ画像等の流通・閲覧防止対策を講じている事業者においては、その旨を周知すること。	◎*	◎*	◎*	-	-	(1)①	(2)① (2)②	現基準12.(5)ウと同じ
	2. 事故発生時の取組								
	ア 迅速な原因分析のための関連事業者等との連携を図ること。	◎	◎	◎	○	○	(1)①	(2)③	
	イ サイレント故障への対処も含め、速やかに故障を検知し、事故装置を特定すること。	◎	◎	◎	○	○	(1)①	(2)③	
	ウ 障害の最小化対策を講ずること。	◎	◎	◎	○	○	(1)①	(2)③	
	事故装置に応じた定型的・類型的な応急復旧措置(一次措置)をあらかじめ準備し、速やかに実施すること。	◎	◎	◎	○	○	(1)①	(2)③	

情報通信ネットワーク 安全・信頼性基準(案)										
項目	対策	実施指針					備考			
		事業用	新区分	その他	自営	ユーザ	検討結果		その他	
(1)報告、記録、措置及び周知	一次措置が機能しない場合、二次措置(関連部門やベンダーへのエスカレーション等)を速やかに実施すること。	◎	◎	◎	○	○	(1)①	(2)③		
	カ 接続電気通信事業者との連携を図ること。	◎	◎	◎	—	—	(1)①	(2)③		
	キ サービス復旧のための手順及び取るべき措置を講ずること。	◎	◎	◎	◎	◎	(1)①	(2)③		
	ク ふくそう発生時には必要最小限の通信規制を実施すること。	◎	◎	—	—	—	(1)②	(2)③		
	ケ ふくそう発生時等には、重要通信を優先的に取り扱うこと。	◎	◎	—	—	—	(1)②	(2)③		
	ア 事故・ふくそうが発生した場合には、その状況を速やかに利用者に対して公開すること。	◎	◎	◎	—	—	(1)①	(2)①	現基準12.(2)イ に文言追加	
	イ 情報通信ネットワークの事故・障害の状況を適切な方法により速やかに利用者に対して公開すること。	◎	◎	◎	—	—	(1)①	(2)①	現基準12.(2)ア と同じ	
	ウ 事故情報の利用者への提供窓口、方法、場所等に関する情報はあらかじめ利用者へ周知すること。	◎	◎	◎	○	—	(1)①	(2)③		
	エ 情報の提供方法については利用者が理解しやすいように工夫すること。	◎	◎	◎	○	—	(1)①	(2)③		
	オ 情報提供の手段を多様化すること。	◎	◎	◎	○	—	(1)①	(2)③		
	カ 利用者と直接対応する販売代理店等に事故の詳細を周知すること。	◎	◎	◎	—	—	(1)①	(2)③		
	キ MVNOに対してサービスを提供している場合は、迅速に障害情報を通知すること。	◎	—	—	—	—		(2)③	サービス提供予定があるか確認	
	3. 事故収束後									
	(1)再発防止策	事故の規模にかかわらず、事故発生時の記録等に基づき原因の分析・検証を行い、再発防止策を策定すること。	◎	◎	◎	—	—	(1)①	(2)③	
イ 事故の分析・検証を開始してから再発防止策を講じるまでのスケジュールを構築すること。		◎	◎	◎	—	—	(1)①	(2)③		
ウ 事故の分析・検証の結果、必要に応じて設備容量や委託先等との契約内容の見直しを行うこと。		◎	◎	◎	—	—	(1)①	(2)③		
エ 事故の内容・原因等が明らかになったとき、利用者に対してその情報を周知すること。		◎	◎	◎	—	—	(1)①	(2)③		
オ 事故の内容・原因・再発防止策に関して、機密情報の取り扱いに留意して第三者による検証を受けること		◎*	◎*	◎*	—	—	(1)①	(2)③	検証方法の検討が必要なため、事業用も「◎*」とした	
カ 必要に応じて、再発防止策を管理規程に適宜反映すること。		◎	◎	—	—	—	(1)②	(2)③		